



2015年5月11日

各 位

会社名 アステラス製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 畑中 好彦
コード番号 4503
(URL <http://www.astellas.com/jp>)
東証 (第 一 部)
決算期 3月
問合わせ先 広報部長 臼井 政明
Tel : (03) 3244-3201

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

アステラス製薬株式会社（本社：東京、代表取締役社長：畑中 好彦）は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、本制度に関する議案を2015年6月17日開催予定の第10期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議すること、および本制度に基づき2015年度に実施するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）の詳細を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

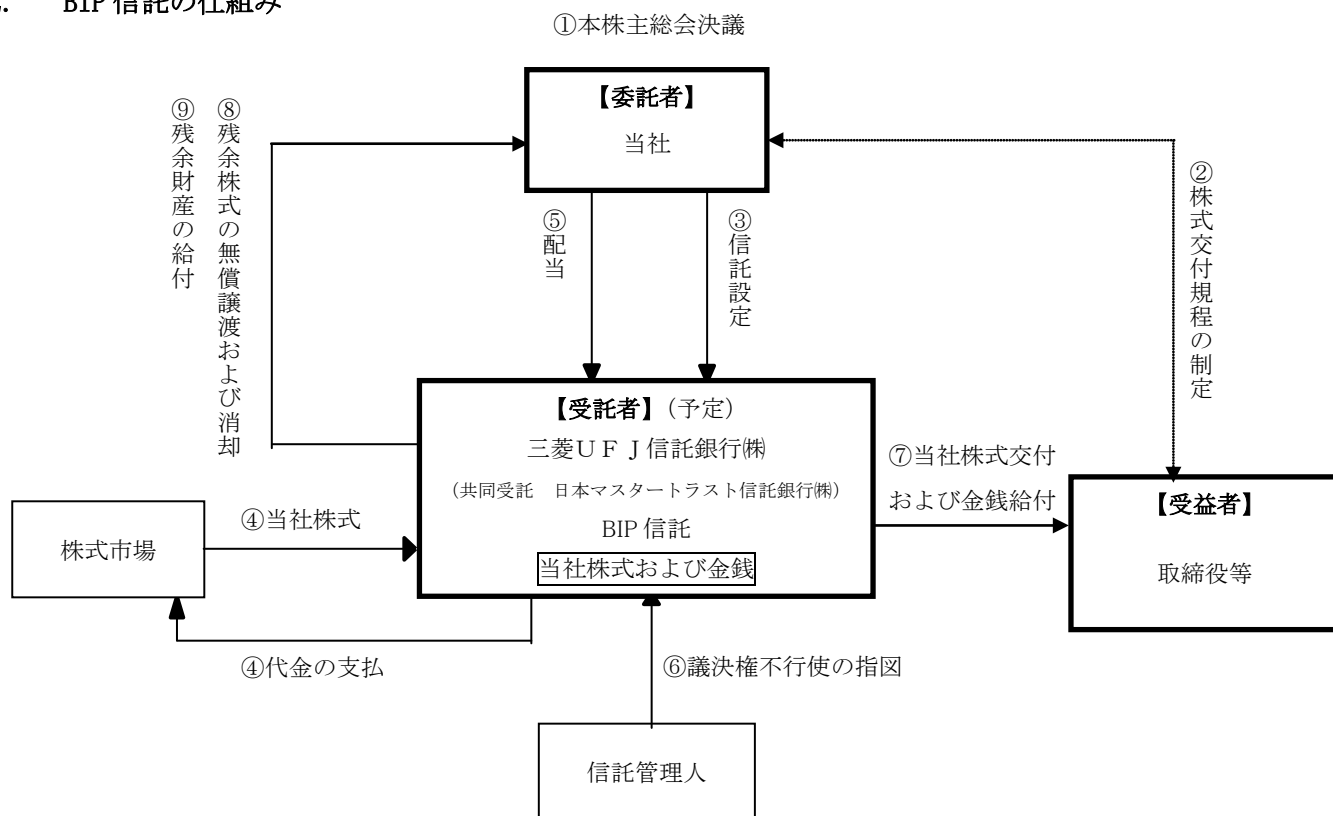
- (1) 当社は、取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象に、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、企業業績との連動性が高く、且つ、透明性・客観性の高い中長期インセンティブ報酬制度として、本制度を導入いたします。
- (2) 取締役を対象とする部分に係る本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブプランであり、BIP信託が当社株式を取得し、中期業績目標の達成度等に応じて取締役等に当該信託から「当社株式の交付等」（下記 3. (6) で定義する。以下同じ。）を行うものです。また、本制度導入と合わせて、役員報酬構成の再構築を行い、業績連動型報酬の比率をより高めた報酬体系への改定を進めます^{(※1) (※2)}。

(※1) 取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、株式報酬型ストックオプションにつきましては、2015年度以降、新規の発行を行わないこととします。また、業務執行か

ら独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前通り、「基本報酬」のみとしています。

(※2) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占め、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しており、報酬委員会において本制度の導入を審議し、報酬制度に係る決定プロセスの透明性と客観性を確保しています。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は取締役を対象とする部分に係る本制度の導入に関して本株主総会決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を信託し、受益者要件を充足する当社取締役を受益者とする信託「BIP 信託 a」および受益者要件を充足する当社執行役員を受益者とする信託「BIP 信託 b」（以下、「BIP 信託 a」と「BIP 信託 b」を併せて「本信託」という。）を設定します。なお、BIP 信託 aへ信託する金銭は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、当社株式の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度に基づくインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、2016年3月末日で終了する事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）を対象として、対象期間を通じた中期業績目標の達成度等に応じて役員報酬として当社株式の交付等を行うインセンティブプランです。

当社は、次年度以降も毎年、新たなBIP信託を設定し、または信託期間の満了した既存のBIP信託の変更および追加信託を行うことにより、本プランと同種のインセンティブプランを継続的に実施することを予定しています。次年度以降に実施するインセンティブプランの内容については、都度、取締役会の決議によって決定します。なお、次年度以降に実施するインセンティブプランのうち、BIP信託aに係るインセンティブプランに拠出する金銭およびBIP信託aに係る当社株式の交付等については、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。

(2) 本制度の導入に係る株主総会決議

BIP信託aについては、本株主総会において、拠出する金額の上限および交付する当社株式の総数（下記(6)により換価処分の対象となる当社株式の数を含む。）の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本プランの対象者（受益者要件）

2015年9月1日時点で在任する取締役等（以下「制度対象者」という。）は、原則として、以下の受益者要件を充足していることを条件に、下記(5)に定める通り、当社株式の交付等を本信託から受けるものとします。

受益者要件は以下の通りとなります。

- ① 2018年6月1日まで、BIP信託aについては取締役（社外取締役を除く。）として、BIP信託bについては執行役員として、引き続き在任していること
- ② 国内居住者であること
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

2015年8月3日（予定）から2018年8月末日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本プランと同種のインセンティブプランとして本信託を継続することがあります。

(5) 制度対象者に交付される当社株式

制度対象者に対して交付される当社株式の数（下記(6)により換価処分の対象となる当社株式の数を含む。）は、以下に従って付与されるポイントにより、1ポイント＝当社株式1株^(※3)として定まります。

(※3) 本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は1ポイントあたりに交付される当社株式の数を合理的な方法により調整します。

まず、2015年9月1日に制度対象者として在任する者には、以下の算定式に従って基準ポイントが付与されます。

(基準ポイントの算定式)

役位別に定める基準金額^(※4)÷2015年8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※ 少数点以下の端数は切捨

(※4) 基準金額の水準は、職務執行の内容や責任のほか、中長期インセンティブプランとして健全に機能するよう他の金銭報酬とのバランス等を考慮して決定します。

2018年6月1日に制度対象者として在任する者は、以下の算定式に従って算出されるポイントに応じた数の当社株式の交付等を本信託から受けるものとします。

基準ポイント×業績連動係数^(※5)

※ 少数点以下の端数は切捨

(※5) 本プランの業績連動係数は、予め設定した2018年3月期の売上高、コア営業利益率、ROEの各連結業績目標値に対する達成度に基づき、0～200%の範囲で決定します。業績達成度の評価は、報酬委員会の審議を経た上で取締役会に答申され、決定されます。

(6) 取締役等に対する当社株式の交付等の方法および時期

「当社株式の交付等」とは、ある時点において、付与されているポイントに対応する当社株式の数の半数について本信託から株式の交付を受け（ただし、単元未満株数については、本信託内で換価した上、その換価処分金相当額の金銭の給付を受け）、残りの半数については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることをいいます。

受益者要件を充足した制度対象者は、2018年6月頃に、当社株式の交付等を受けるものとします。

信託期間中に制度対象者が退任する場合（自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。）は、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた数の当社株式の交付等を受けるとします。

信託期間中に制度対象者が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されているポイントに応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、制度対象者の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(7) BIP信託aに拠出される信託金の予定額および本信託から交付される当社株式の予定株数（上記(6)により換価処分の対象となる当社株式の数を含む。）

当社は、BIP信託aに310百万円の信託金を拠出することを予定しています。^(※6)

(※6) 信託期間中の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会において、取締役を対象とする部分に係る本制度について事業年度毎に拠出することのできる金額の上限を350百万円として承認決議を行うことを予定しており、この決議がなされた場合、各事業年度において当

社が本制度に拠出できる信託金の金額は決議された上限に服することになります。上記の信託金の上限は、今後の報酬水準や報酬構成比率などの報酬改定の可能性等を考慮した金額です。

BIP 信託 a において信託期間中、上記(5)により交付される当社株式の数は、BIP 信託 a に拠出される信託金を 2015 年 8 月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値をもって除して得られる数を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本プランと同種のインセンティブプランとして本信託を継続することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定していません。

(ご参考)

【2015年度締結予定の信託契約の内容】

	「BIP 信託 a」	「BIP 信託 b」
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与	当社執行役員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	当社取締役のうち受益者要件を充足する者	当社執行役員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約日	2015年8月10日（予定）	
⑧信託の期間	2015年8月10日（予定）～2018年8月末日（予定）	
⑨制度開始日	2015年9月1日（予定）	
⑩議決権行使	行使しないものとします	
⑪取得株式の種類	当社普通株式	
⑫信託金の金額	310百万円（予定） （信託報酬および信託費用を含む。）	560百万円（予定） （同左）
⑬株式の取得時期	2015年8月12日（予定）～2015年8月末日（予定）	
⑭株式の取得方法	株式市場から取得	
⑮帰属権利者	当社	
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上